

# 社会教育施設の質の保証 に関する基礎資料集



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY

# 目次

|   |          |
|---|----------|
| 1. 社会教育法等の改正(H20)   | ..... 2  |
| 2. 社会教育施設の設置及び運営上の基準  | ..... 4  |
| ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正  |          |
| ・公民館の設置及び運営に関する基準   |          |
| 3. 社会教育施設における評価・情報の提供の実施状況  | ..... 7  |
| ・図書館、博物館、公民館における評価の実施状況   |          |
| ・公民館運営審議会等の設置状況   |          |
| ・運営に関する情報の提供状況  |          |
| ・住民の情報の入手状況   |          |
| 4. 公民館に求められる機能について  | ..... 19 |
| ・公民館の事業   |          |
| ・社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)                                      |          |
| ・新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)  |          |
| ・公民館を取り巻く環境の例   |          |
| ・社会教育施設数の推移   |          |
| ・学校と公民館   |          |
| ・全国の公民館での取組の事例  |          |
| (参考) 住民にとっての社会教育施設  | ..... 33 |
| (平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」<br>社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究報告書) |          |

---

# 1. 社会教育法等の改正 (H20)

# 社会教育法等の一部を改正する法律(平成20年法律第59号)

## 趣旨

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

## 概要

### I. 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等

教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定を整備する。(社会教育法)

教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供を追加するとともに、これに関連して社会教育主事の職務に関する規定を改正する。(社会教育法)

教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加する。(社会教育法)

家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会の事務に関する規定を改正する。(社会教育法)

図書館及び博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加する。(図書館法、博物館法)

### II. 社会教育施設の運営能力の向上

公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

### III. 専門職員の資質の向上と資格要件の見直し

文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等の研修を行うよう努めるものとする。(図書館法、博物館法)

社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、社会教育主事、司書及び学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

司書及び司書補に係る資格要件の見直しを行う。(図書館法)

- ・ 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定める( )。
- ・ 高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することとする。

### IV. その他

地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付について調査審議する審議会等に代えることができることとする。(社会教育法)

施行期日 公布の日(平成20年6月11日)(ただし、( )については平成22年4月1日)

---

## 2. 社会教育施設の 設置及び運営上の基準

# 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

(平成23年文部科学省告示第165号)

博物館法(昭和26年法律第285号)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

## 23年度改正の背景

博物館法改正 博物館に対する要望の高度化・多様化 経営の安定性・説明責任等における課題  
地方財政の状況悪化に伴う関係予算・人員の縮小 指定管理者制度の導入 等

## 改正の概要

### 1. 博物館法改正に伴う規定の整備

- ・基準の対象として私立博物館を追加
- ・**運営状況に関する評価の実施、その結果の利用者等への情報提供**
- ・利用者や地域住民等に対し、学習機会を生かすことができる活動の機会の提供

### 2. 博物館の質の向上に関する規定の整備

- ・**基本的な運営の方針、事業年度ごとの事業計画を策定・公表**
- ・職員の専門的能力の育成、職員の適切な配置に向けた運営体制の整備

### 3. 博物館の安定的運営を確保するための規定の整備

・設置者と管理者が異なる場合、相互の緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施の確保等を図りながら、本基準に定められた事項を実施

- ・博物館が休止・廃止となる場合、他の博物館等への譲渡等により、所蔵資料を適切に保管・活用

### 4. 住民の博物館の需要の高度化・多様化に関する規定の整備

- ・資料等に関する専門的・技術的な調査研究の実施、その成果の公表及び活用
- ・青少年・高齢者・障害者・外国人・乳幼児の保護者など、利用者に応じたサービスの実施や施設・設備の整備

### 5. 危機管理

- ・危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した訓練の定期的な実施等の措置

図書館についても同様に基準の改正について検討中

# 公民館の設置及び運営に関する基準 (平成15年文部科学省告示第112号)

社会教育法（昭和24年法律第207号）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

## 概要

### 1. 地域の学習拠点としての機能の発揮

- ・講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、NPO等と共同し、多様な学習機会の提供に努める
- ・地域住民の学習活動に資するよう、学習情報の提供の充実に努める

### 2. 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮

### 3. 奉仕活動・体験活動の推進

### 4. 学校・家庭及び地域社会との連携等

### 5. 地域の実情を踏まえた運営

### 6. 職員

### 7. 施設及び設備

### 8. 事業の自己評価等

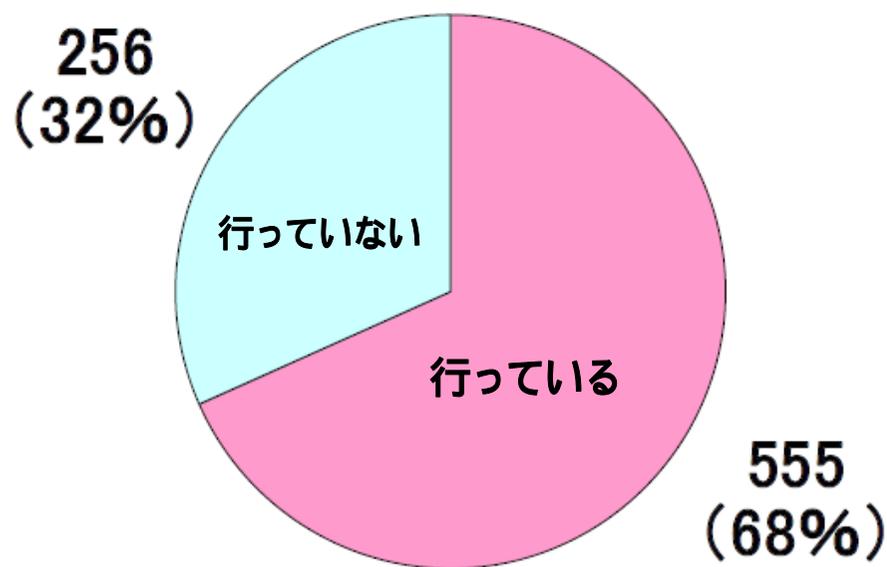
- ・事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努める

---

## 3. 社会教育施設における 評価・情報の提供の実施情報

# 図書館における評価の実施状況

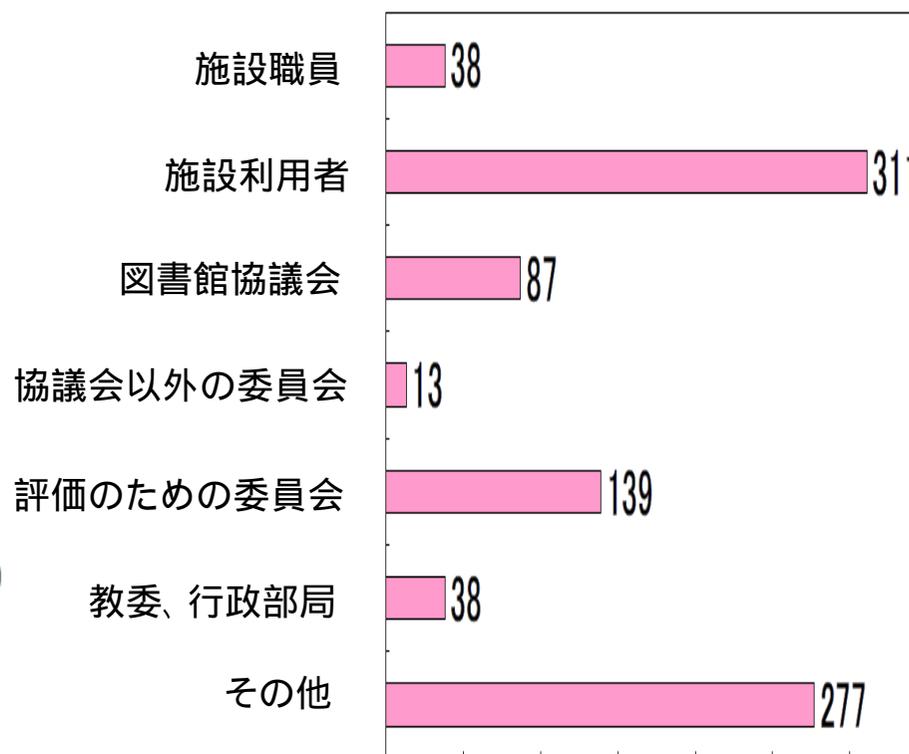
【運営状況の評価の実施(H22)】



約7割の図書館が評価を実施

【評価の実施者】

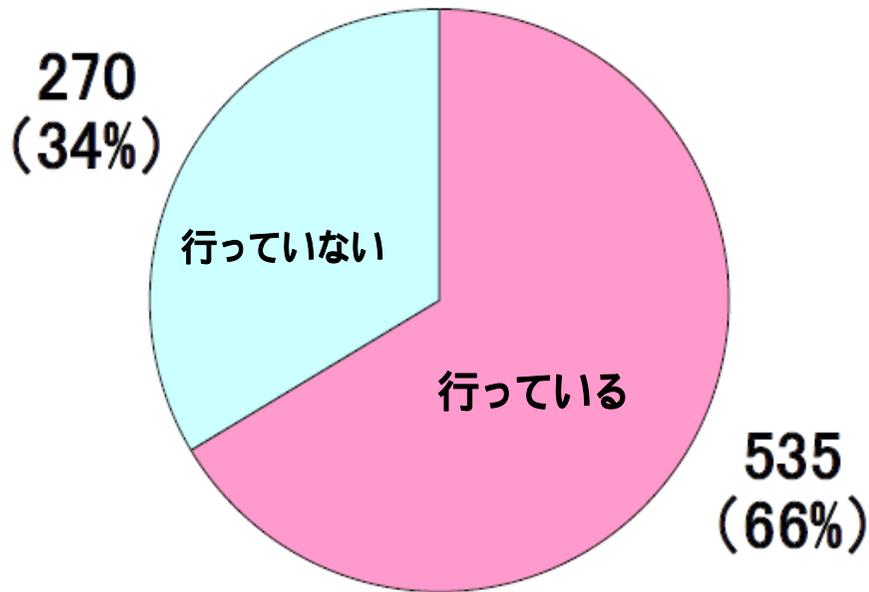
n = 555  
(複数回答)



資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

# 博物館における評価の実施状況

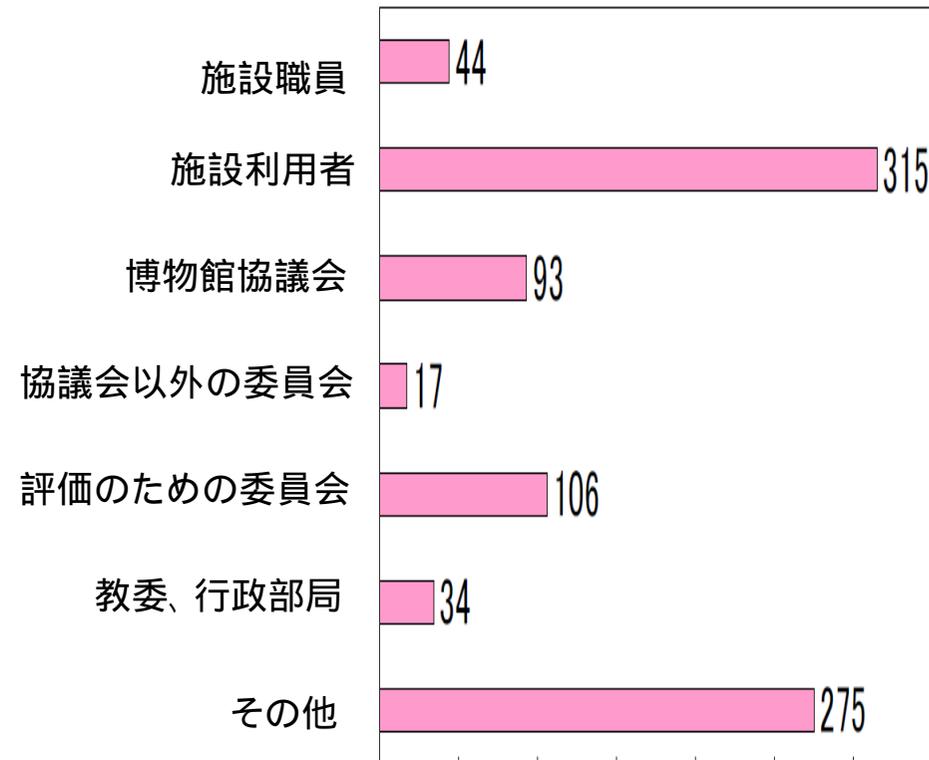
【運営状況の評価の実施(H22)】



約7割の博物館が評価を実施

【評価の実施者】

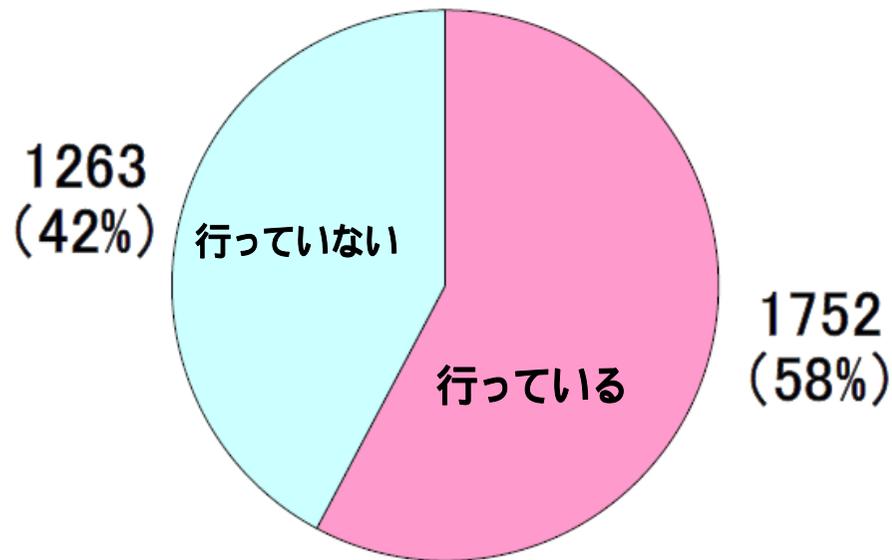
n = 535  
(複数回答)



資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

# 公民館における評価の実施状況

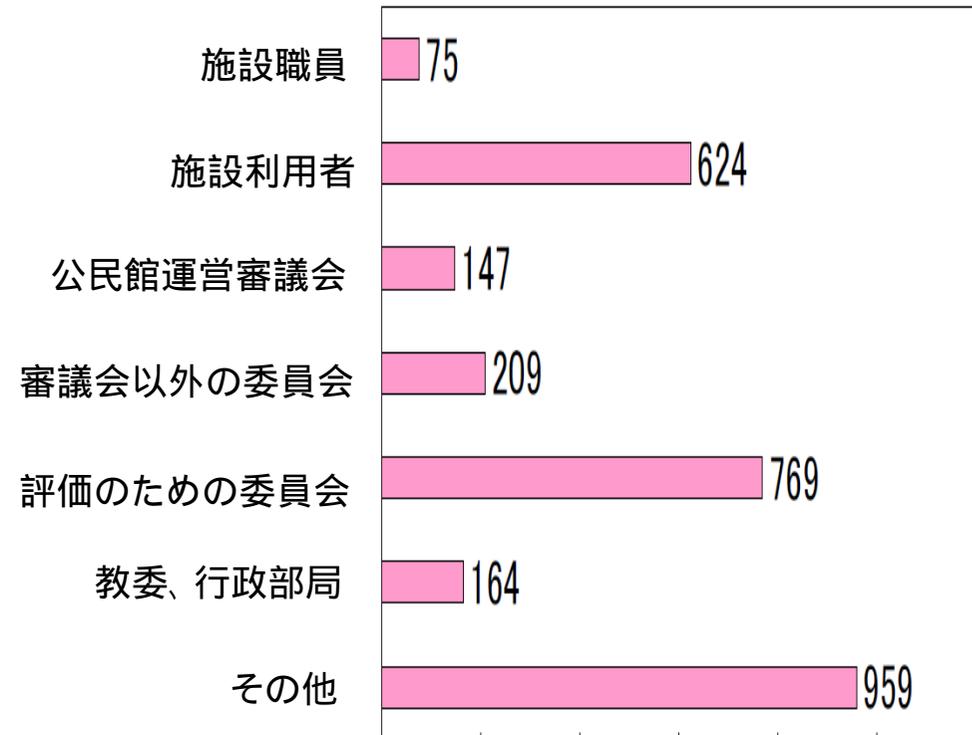
【運営状況の評価の実施(H22)】



約6割の公民館が評価を実施

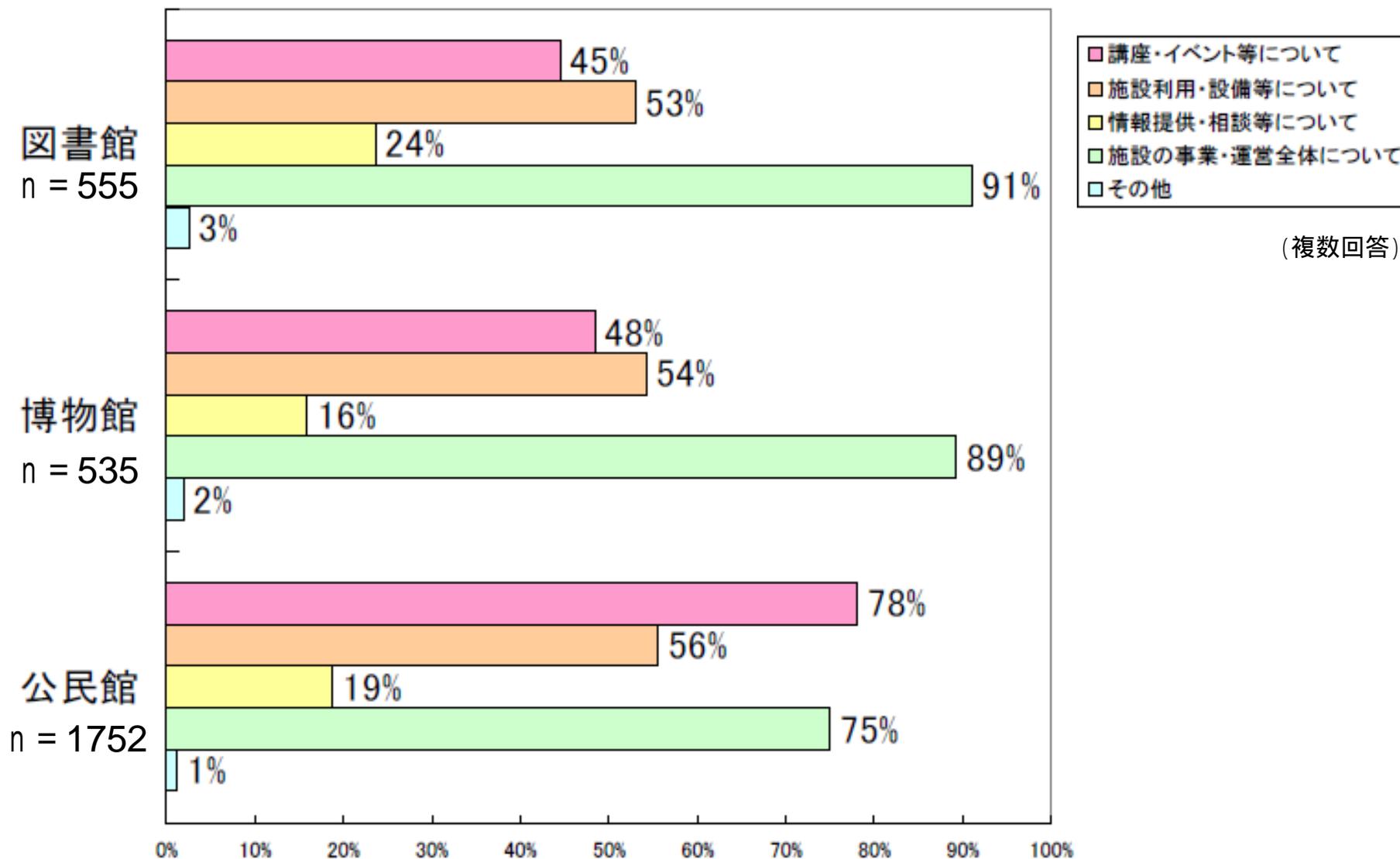
【評価の実施者】

n = 1752  
(複数回答)



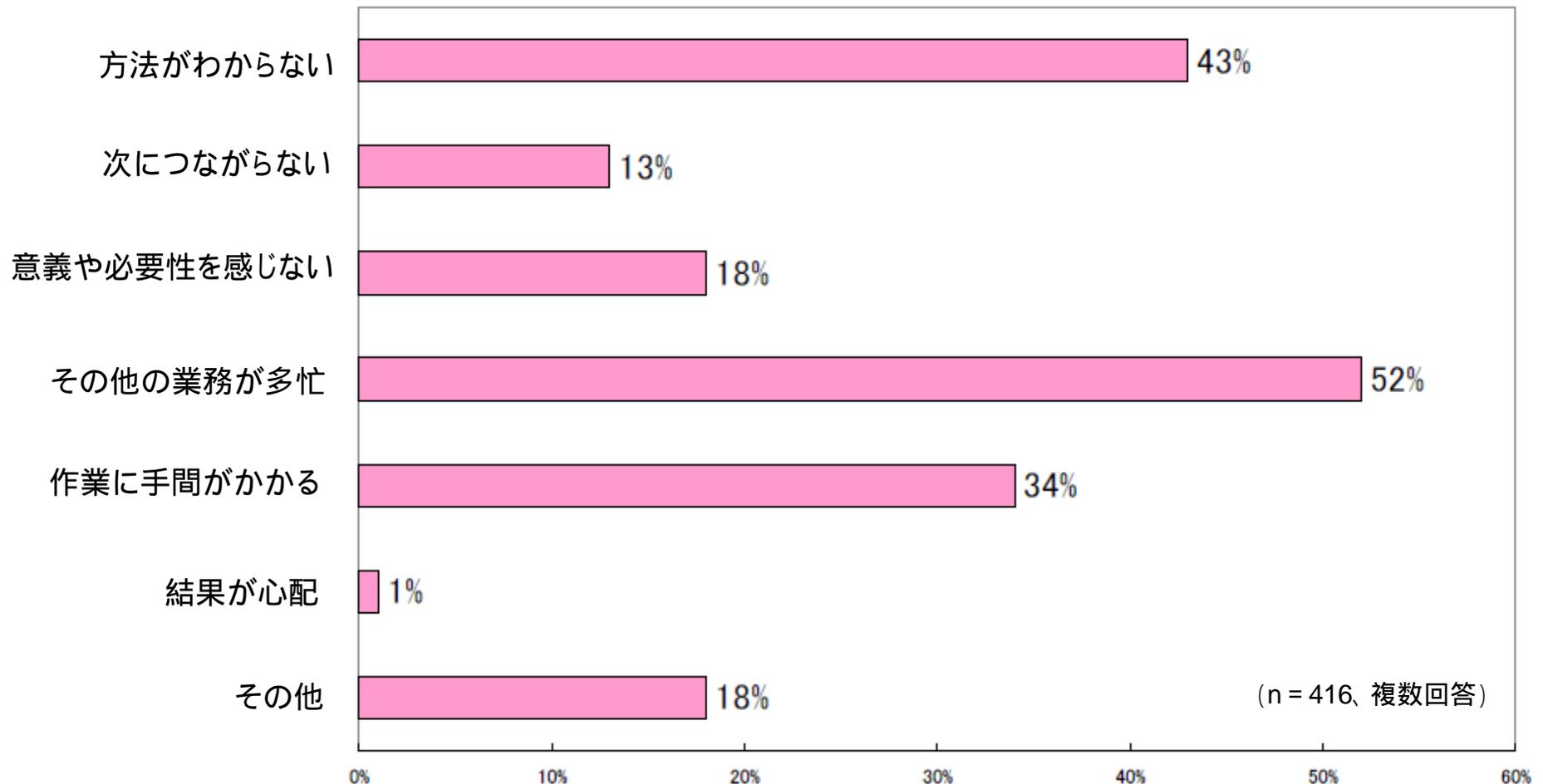
資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

# 評価を実施している項目



資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

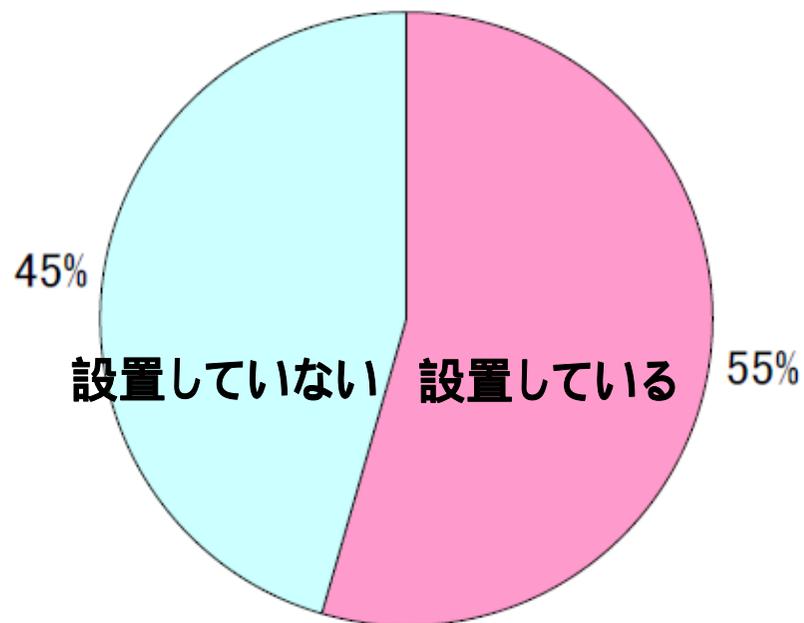
# 公民館職員が評価を実施しない理由



資料:平成22年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業  
「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」

# 公民館運営審議会等( )の設置状況

## 全公民館

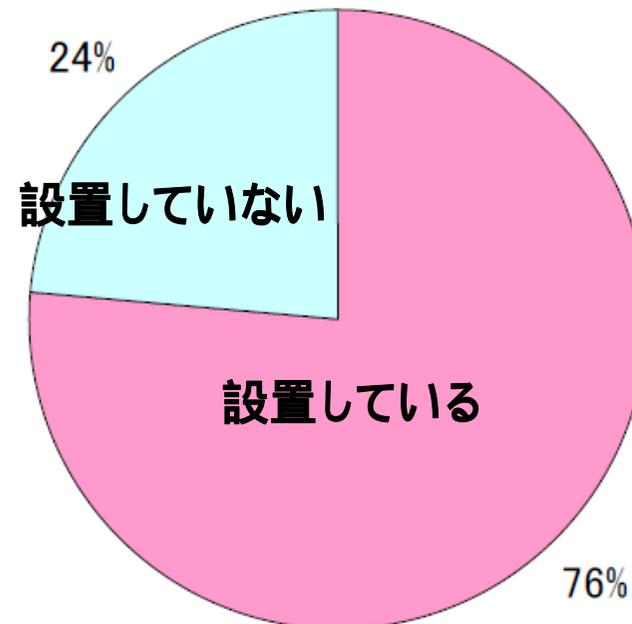


(n=15943)

資料:平成20年度社会教育調査

調査対象 : 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館、社会教育法第42条の規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

## 中央館等



(n=1037)

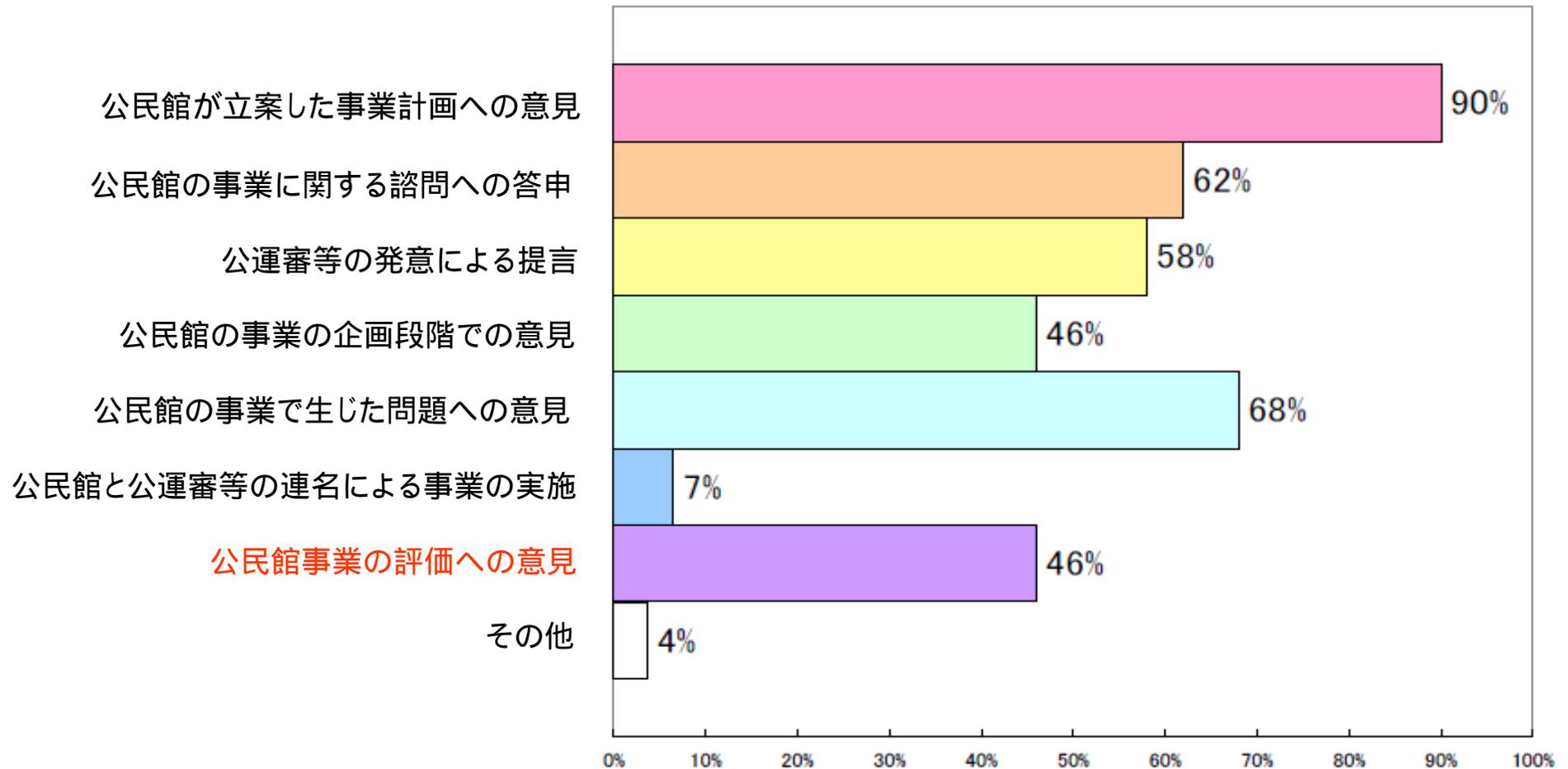
資料:平成22年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」

調査対象 : 平成22年12月1日現在、社会教育法第21条の規定に基づき設置されている市区町村立公民館のうち、「中央館」または「中央館の機能を有する公民館」1館、該当する公民館がない場合は「市区町村を代表する公民館」1館、として抽出された館

公民館運営審議会又はその代替機関

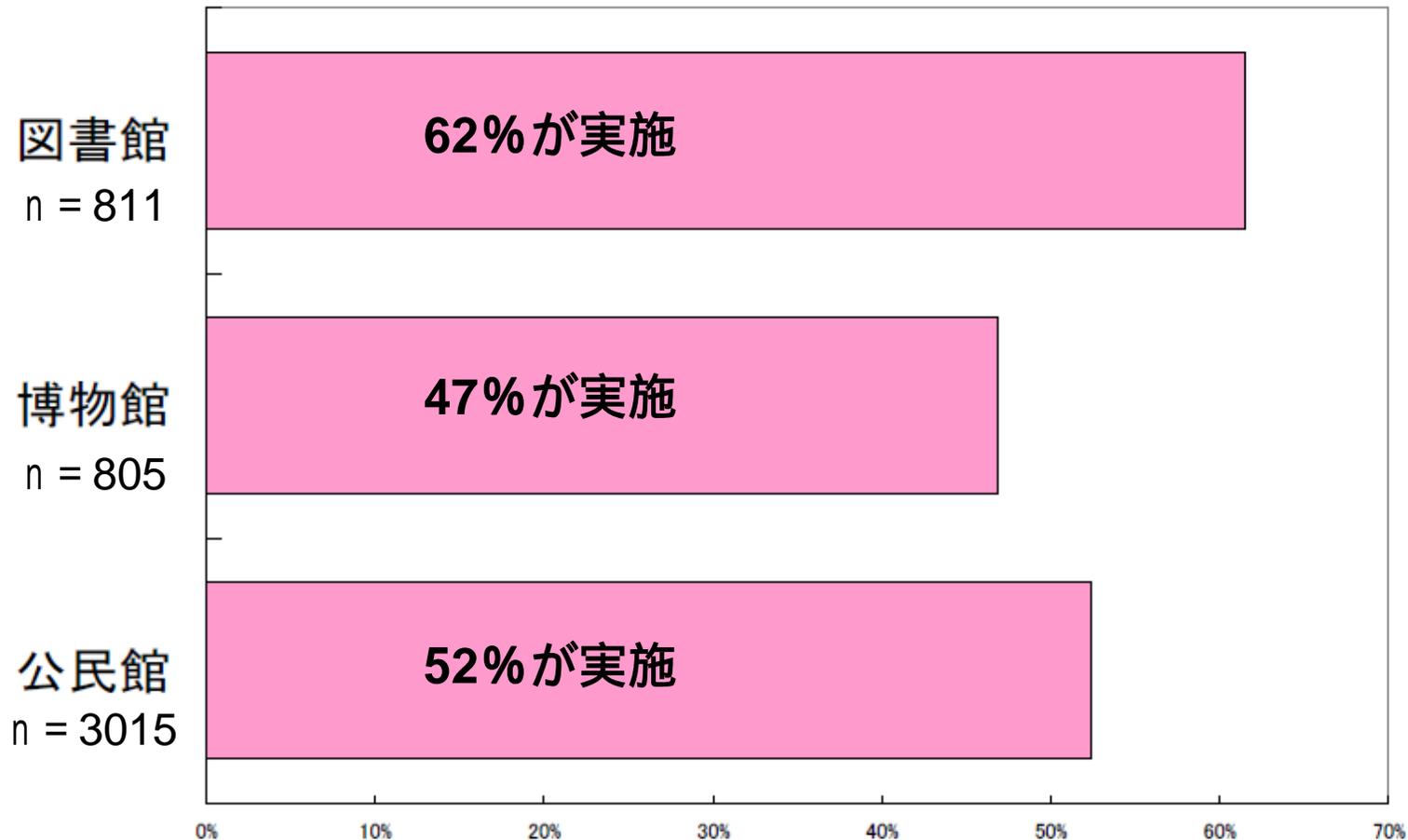
# 公民館運営審議会等の役割

(教育委員会による回答、n=867、複数回答)



資料:平成22年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業  
「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」

# 運営に関する情報の提供

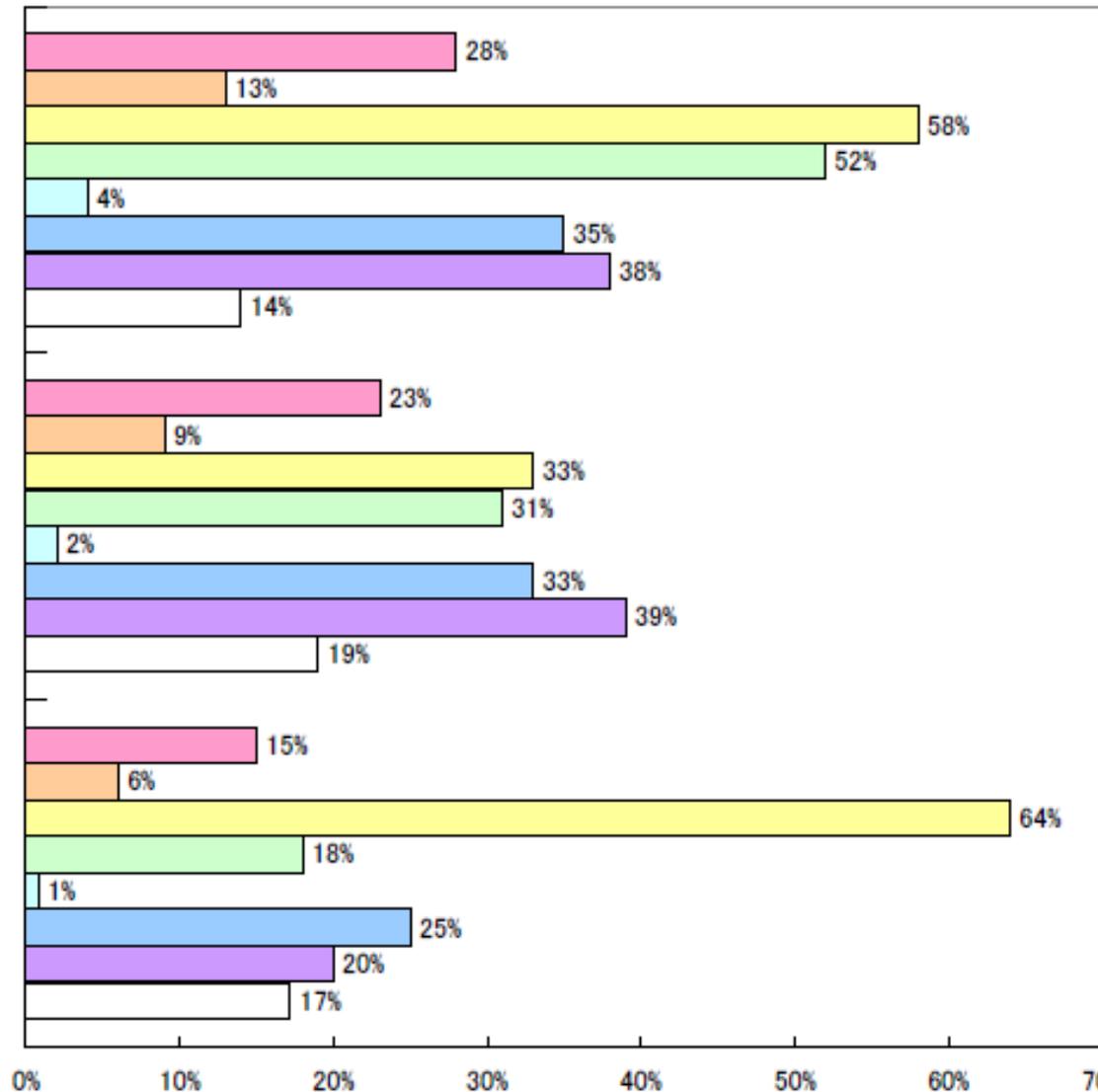


資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

# 情報の提供手法

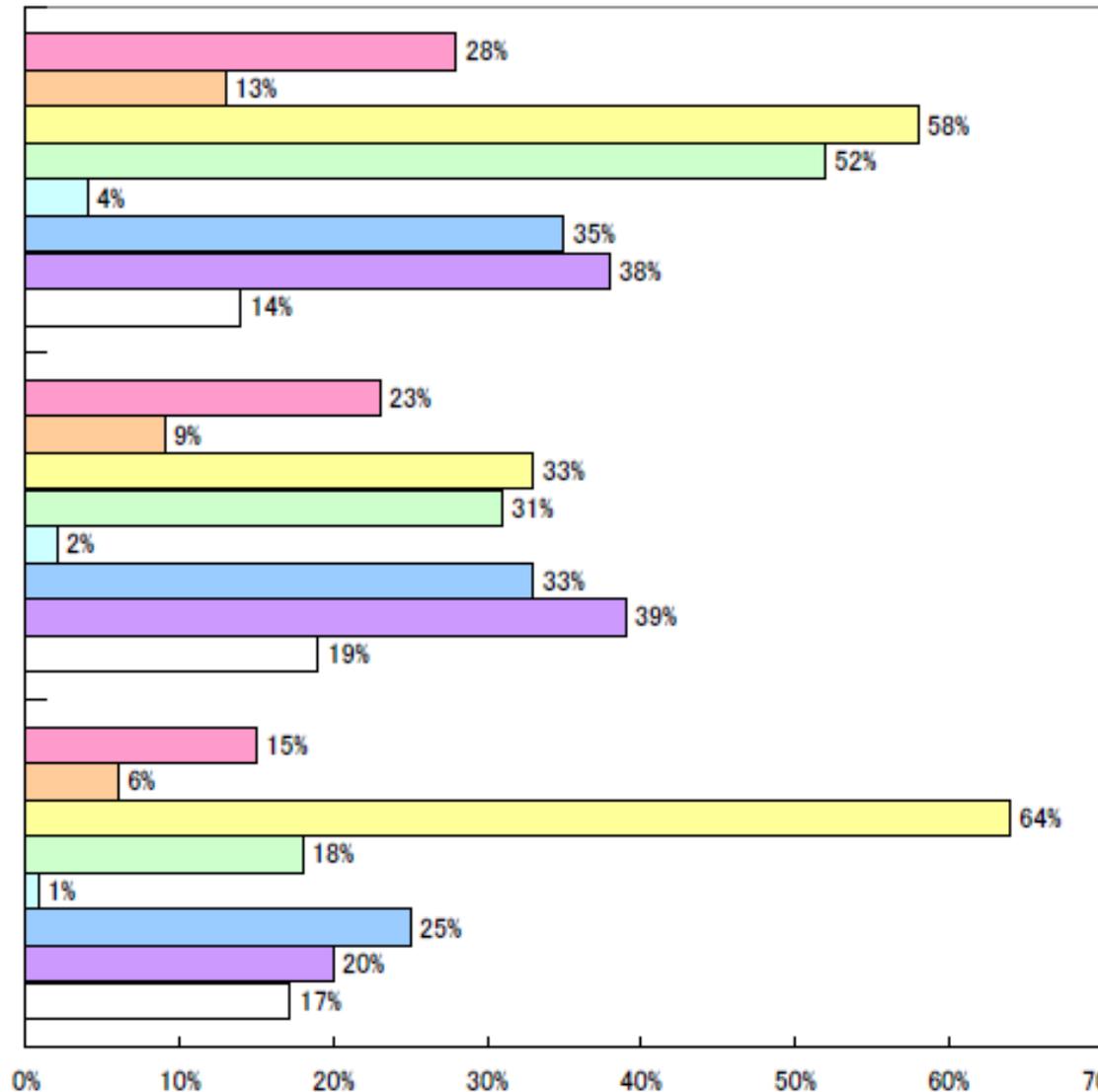
## 図書館

n = 499



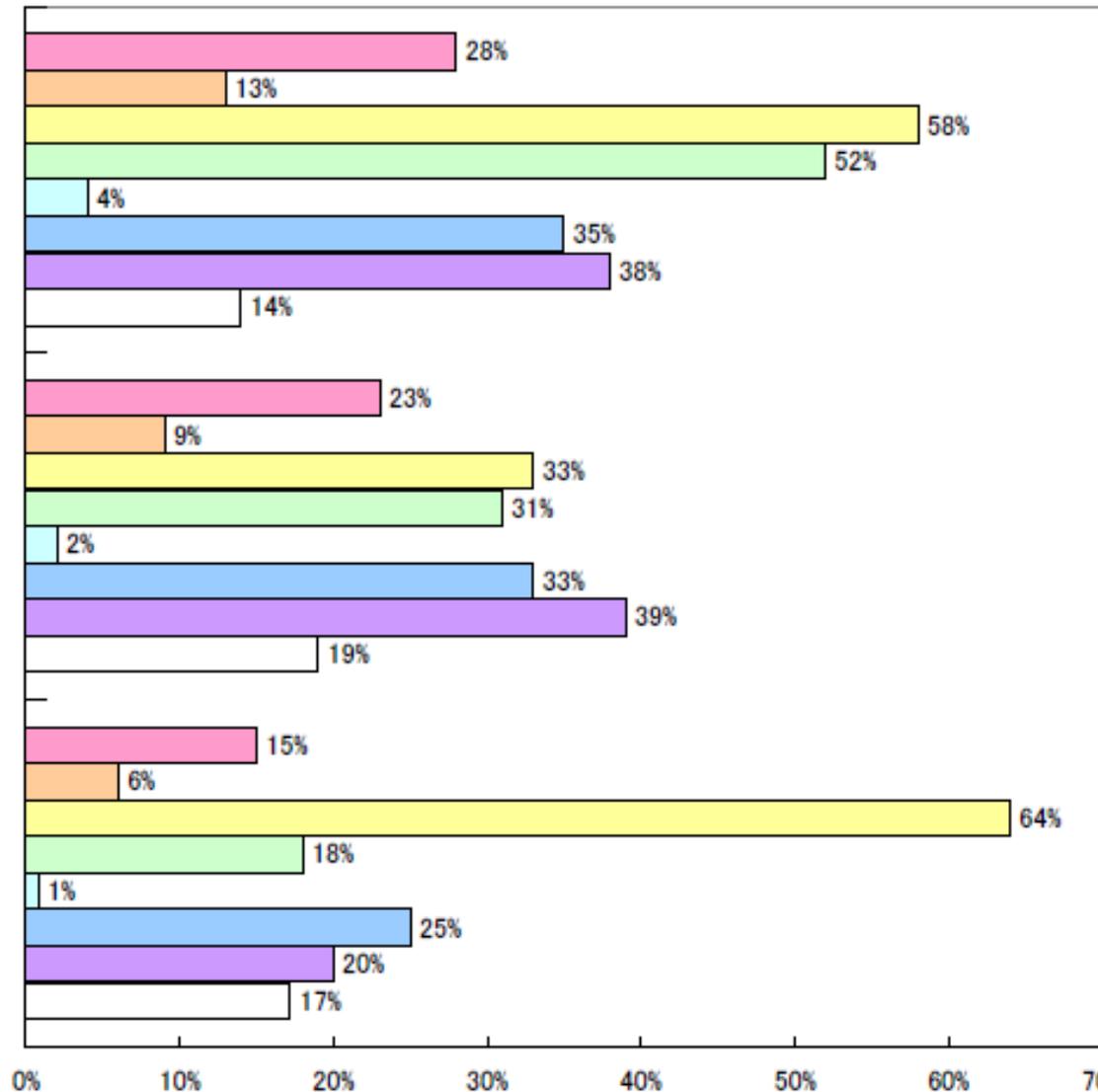
## 博物館

n = 377



## 公民館

n = 1581



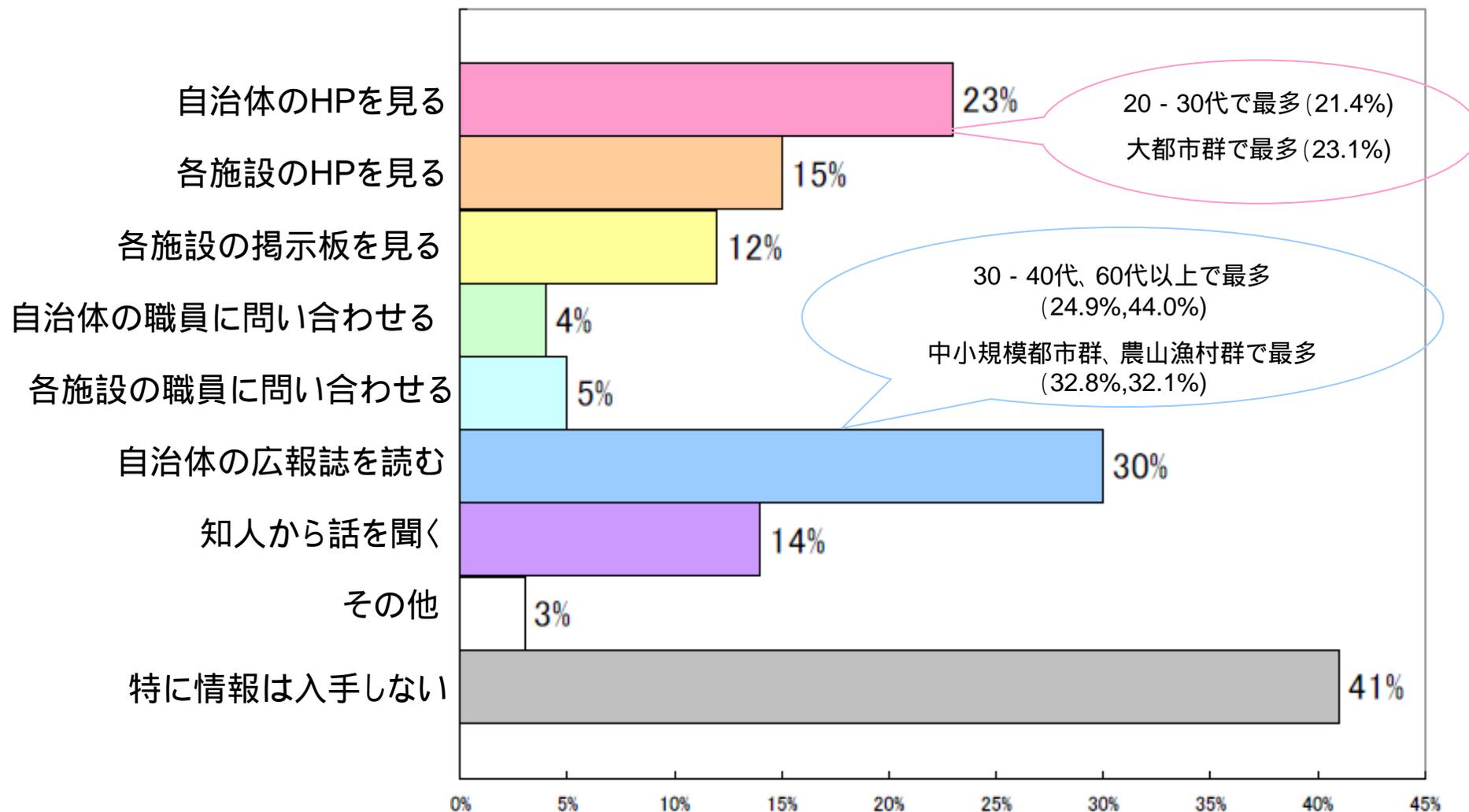
- 教委の発行物
- 教委のHP
- 施設の発行物
- 施設のHP
- 教委や施設が発行するメルマガ
- 自治体の発行物
- 自治体のHP
- その他

(複数回答)

資料:平成23年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究(中間報告)

# 住民の情報の入手方法

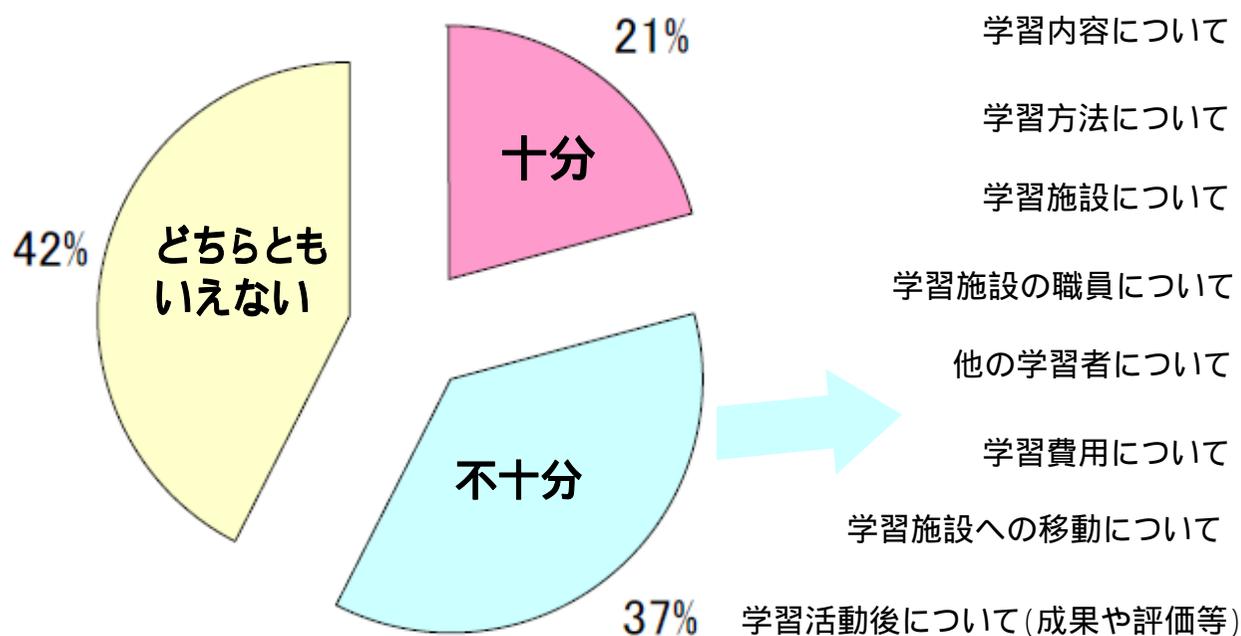
n = 1206 (複数回答)



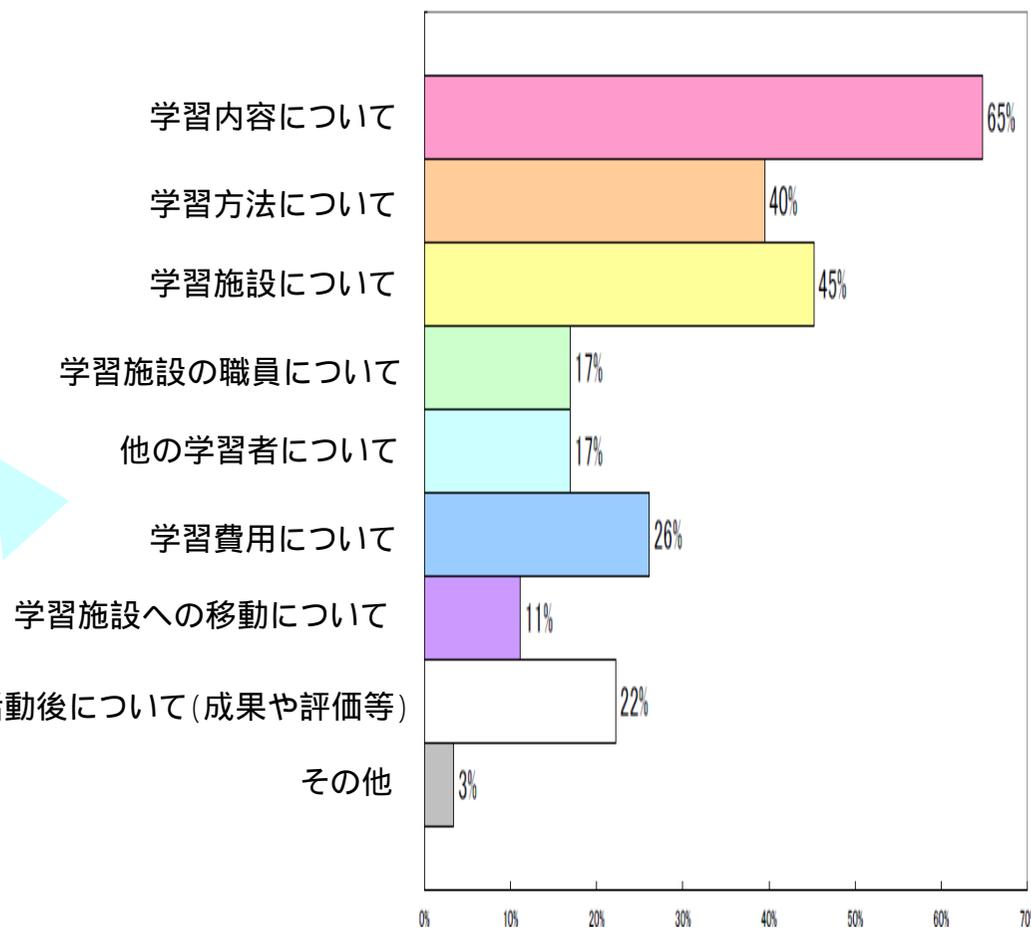
資料:平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究報告書

# 住民が入手している情報の内容等

【学習活動に関する情報の充足度】



【不十分な情報の内容】



資料:平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」  
社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究報告書

---

## 4 . 公民館に求められる機能について

# 公民館の事業

## 社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的の達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

# 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について

平成10年9月17日 生涯学習審議会答申

## 第3章 社会教育行政の今後の展開

### 第1節 地方分権と住民参加の推進

#### 1 地方公共団体の自主的な取組の促進

##### 公民館の基準の大綱化・弾力化と公民館長、主事の専任要件の緩和

「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)は、社会教育法第23条の2第1項の規定に基づき定められている。この基準においては、公民館の設置運営に必要な基準として、必要な施設、設備、職員等が細かく規定されている。しかしながら、公民館は地域に密着した活動が求められる施設であり、画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないことから、今後、こうした基準については、公民館の必要とすべき内容を極力大綱化・弾力化するよう検討する必要がある。

現在、同基準第5条第1項の規定において、公民館には専任の公民館長及び主事を置くことが定められている。公民館長や主事は、公民館の運営において極めて重要な役割を担っており、地域の実情を踏まえ、かつ視野の広い特色ある公民館活動を展開するためには、広く優秀な人材を館長及び職員に求めることが必要であり、基準の大綱化・弾力化を進める中で、この専任要件を緩和することが適当である。

# 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

## ～ 知の循環型社会の構築を目指して～

平成20年2月19日 中央教育審議会答申

### 第1部 今後の生涯学習の振興方策について

#### 4. 具体的方策

#### (2) 社会全体の教育力の向上～学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり～

#### (地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。

具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。

# 公民館をとりまく環境の例

【バスターミナル駅から3キロ圏内の社会教育関係施設の立地状況(愛知県名古屋市)】

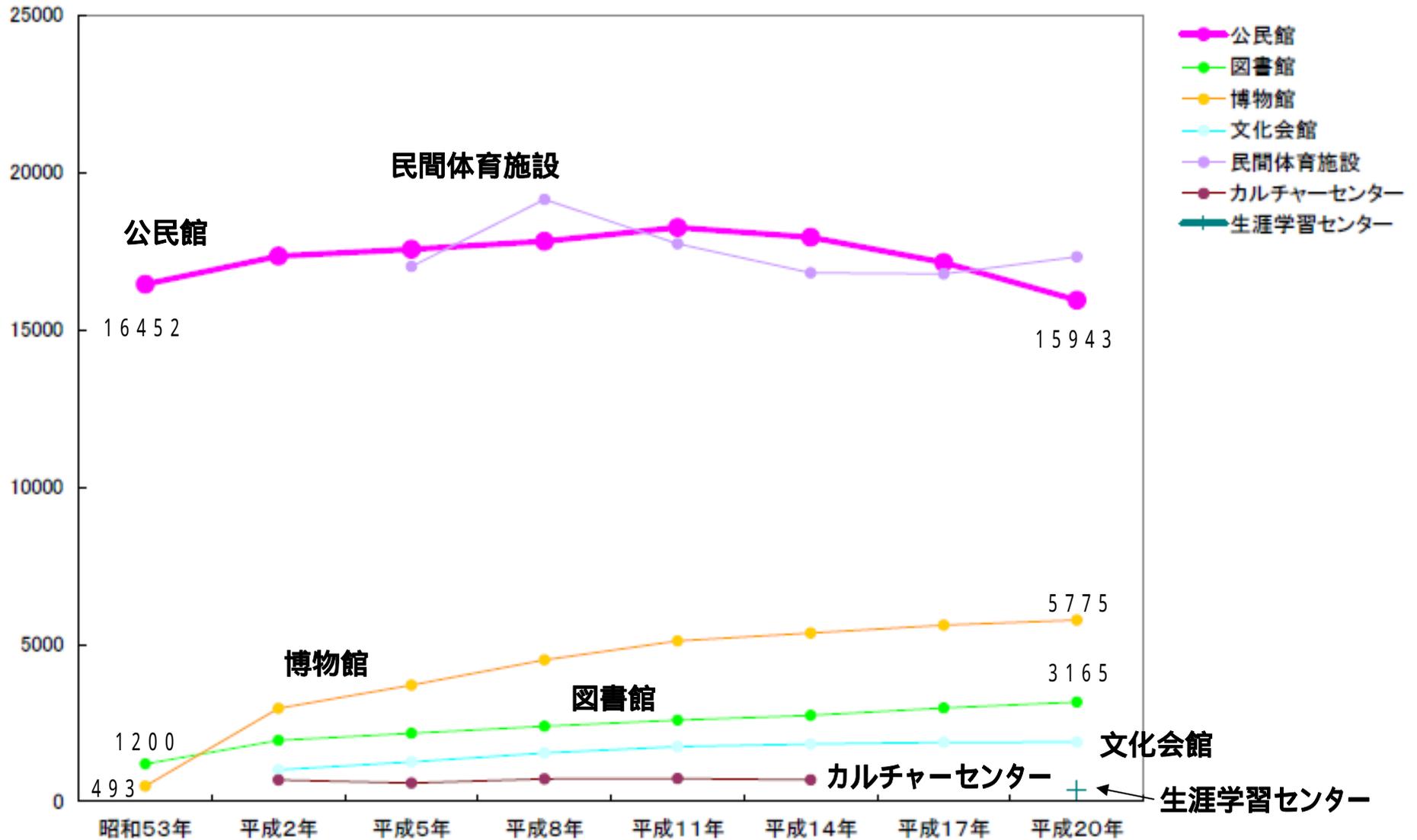


資料: google

- ★ 生涯学習センター(市教委所管(公民館条例を改正))
- ★ コミュニティセンター(市長所管)
- ★ 公立図書館
- ★ 大学図書館(一般に開放)
- ★ 公立体育施設
- ★ 各種博物館
- ★ 文化施設、ホール等

**公民館以外にも、住民の学習ニーズを満たす施設は増加する傾向にある**

# 社会教育施設数の推移

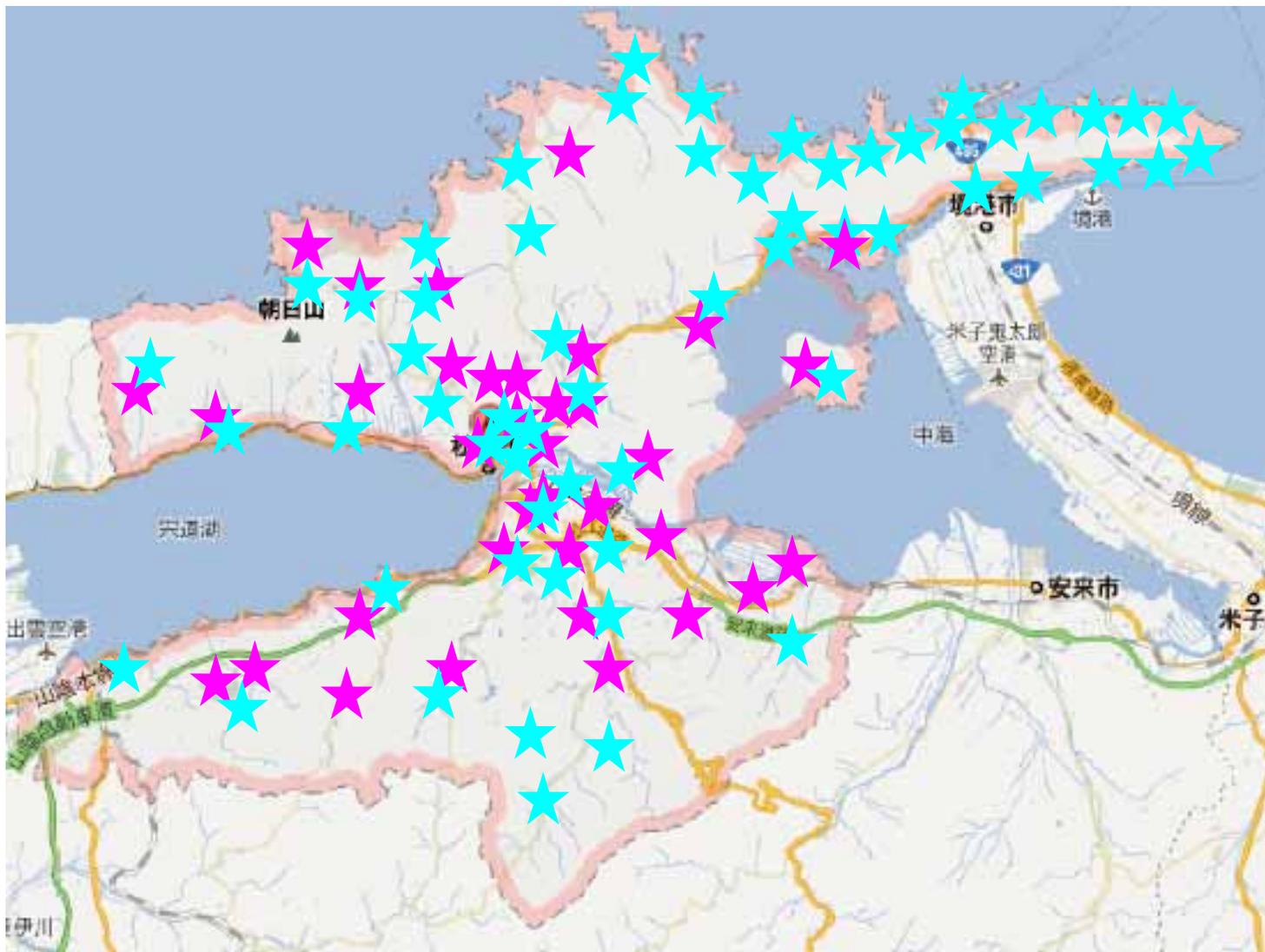


資料: 社会教育調査

昭和53年のデータは我が国の教育水準(昭和55年度)による。平成2年の社会教育調査では「カルチャーセンター」でなく「民間における生涯学習関連事業所」として調査。平成5年及び平成14年のカルチャーセンターのデータは、それぞれ通商産業省「平成5年特定サービス産業実態調査報告書カルチャーセンター編」及び経済産業省「平成14年特定サービス産業実態調査報告書カルチャーセンター編」による。

# 学校と公民館

【島根県松江市の小学校と公民館の設置状況】



★  
小学校  
(35校)

★  
公民館  
(59館)  
分館含む

(資料: google)

# 公民館が文化の伝承を担う事例

～ 北海道倶知安町公民館 ～

## 羊蹄太鼓の講座、行事の開催

- ・昭和58年から実施
- ・町で創作した「羊蹄太鼓」を町の宝ものに、と町民有志が団体結成  
行政がモノ(太鼓)とバ(練習と発表)の場を提供
- ・平成9年には町の無形文化財に指定
- ・北海道各地から20ほどの団体が公民館大ホールに集い、太鼓を競演する  
「和太鼓の響演」は、太鼓保存会と公民館が共催する恒例行事
- ・まさに、「太鼓が紡いだ人と人、人と地域の絆」

協働



# 公民館が地域の振興を担う事例

～ 福井県越前市白山公民館 ～

## 地域自治振興会の拠点

- ・白山地区は、少子高齢化と人口減少が加速。農業者の高齢化、後継者不足のため、耕作放棄地が増加。地域の基幹産業が衰退
- ・地域の活性化のため振興会や市民の会が発足、公民館を拠点に活動
- ・2006年より、市民の会を中心に「コウノリが舞う里づくり」をスタート
- ・2011年には、市の産業観光部農政課が「コウノリが舞う里づくり構想」を策定。協議会委員として市民の会メンバーが参画、協議会の場として公民館を利用

行政と市民会が  
タッグを組んで  
「地域振興」



(越前市HP、しらやま振興会HP、水辺と生き物を守る農家と市民の会HPより)

# 公民館が地域の課題解決を担う事例

～ 島根県松江市来待地区公民館 ～

## 実証！「地域力」醸成プログラム

- ・「人づくり」の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウの結集を目的とする県の事業に応募、平成20年度より開始
- ・多くの市町村合併を経た県の認識・・・公民館は 地域の教育力再生に向けて 自立した地域づくりに向けて 今こそ力を発揮すべき
- ・「農ギャル」大集合！ 農村暮らしに注目する若い女性たちに向け、自然・環境・農業など農村：来待地区の豊かさを知ってもらう体験交流を実施。サツマイモ栽培クラブ、炭焼きクラブ、お祭り体験ツアーなど
- ・「楽しい農村のお嫁さんシリーズ」を開催、若者へPR

外部人材との交流  
定住化も目指す



(来待地区公民館HPより)

# 公民館が地域の福祉を担う事例

～ 青森県八戸市中央公民館 ～

## 福祉公民館

- ・八戸市民センターという福祉関連の複合施設内に設置
- ・身体障害者のスポーツの普及振興を図り、身体障害者が利用しやすいように配慮された「八戸福祉体育館」も併設  
いずれも使用者に制限はない
- ・健康を促進するための様々な取組を実施

(エアロビクス)



(ストレッチ体操)



(筋力トレーニング)



(発声トレーニング)



(八戸市HP、八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館HPより)

# 公民館が住民のネットワークづくりを担う事例

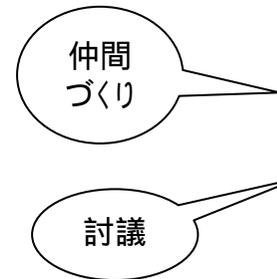
～ 東京都杉並区社会教育センター(セシオン杉並内)～

## 相互学習の場「すぎなみ大人塾」

・新しい地域づくりに向けた発想と活力を育む場として「昼コース:緑を育み支え合う地域づくり」「夜コース:協働の関係構築力や発信力の向上」を開催。

・夜コースの参加者(平成21年度)

|    | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性 | 0   | 4   | 3   | 6   | 3   |
| 女性 | 5   | 10  | 3   | 7   | 0   |



**大人のたまり場**  
**「杉並」を知る**  
**地域での実践**

・「自分たちで自分のまちをつくる」意識と活力が生まれ、「教育立区:学校区をもとにした地域づくり」へ



(杉並区教育委員会HP、平成21年度すぎなみ大人塾夜コース「社会をつくる大人の学びと27人の提案集」より)

# 公民館が子どもの居場所となる事例

～ 島根県松江市古志原公民館 ～

## 「子ども広場」で循環型社会教育

- ・放課後子ども教室 + の、もっと遊びたい、もっと学びたいという子どもたちのための、安心して集える活動の場。大人も子どもも自由に参加。
- ・乳幼児・・・子育て相談教室、わんぱく教室
- ・中高生・・・大きくなっても参加可、OB・OGとしてボランティア
- ・保護者・・・子どもと参加、子育て後のボランティアの練習
- ・高齢者・・・ボランティア、子どもたちから元気をもらう
- ・公民館が開始した子ども広場を、他の場所でも住民が自主的に開催
- ・公民館が事務局となり、学校支援地域本部事業や放課後子どもプラン事業などを一体的に行う「学校教育協議会」を運営
- ・小学校の校庭芝生化イベントには1500人が参加
- ・H20放課後子ども教室推進表彰
- ・H21優良公民館表彰

全世代が  
対象



# 公民館はニーズに応じて様々な機能を担う

(福井県福井市社南公民館の例)

家庭教育支援



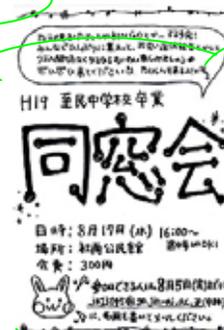
健康長寿学級



ナウナウ寺子屋  
(青少年健全育成)



壮年学級



青少年健全育成

# 【参考】 住民にとっての社会教育施設

資料：平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」

社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究報告書

# 調査の概要

---

## 【目的】

「社会教育調査」により、社会教育施設が提供するものについては把握できているものの、「利用者側」の情報は把握できていない。地域において社会教育施設が提供する学習機会の現状を把握するとともに、社会教育施設に対する住民のニーズ(潜在的なニーズを含む)を踏まえ、今後の社会教育施設のあり方について検討する。

## 【内容と方法】

地域を 大都市 / 中小規模都市 / 農山漁村 に分類し、各地域の住民について、アンケート調査により「地域住民の一般的な学習状況及びニーズ」を把握した。サンプルは、各地域分類ごとに性別(男・女)と年齢(20～39歳・40～59歳・60歳以上)ごとにそれぞれ65名ずつ、計1170名で構成されている。

6自治体を対象に、「特定地域における社会教育の現状と住民の学習ニーズ」を把握する訪問調査と2本立てであったが、ここでは上記アンケート調査のみを扱う。

なお、外部有識者から構成する検討委員会を設置し、調査設計及び分析等について助言を受けながら調査を実施した。

## 【調査項目】

住民の学習ニーズ

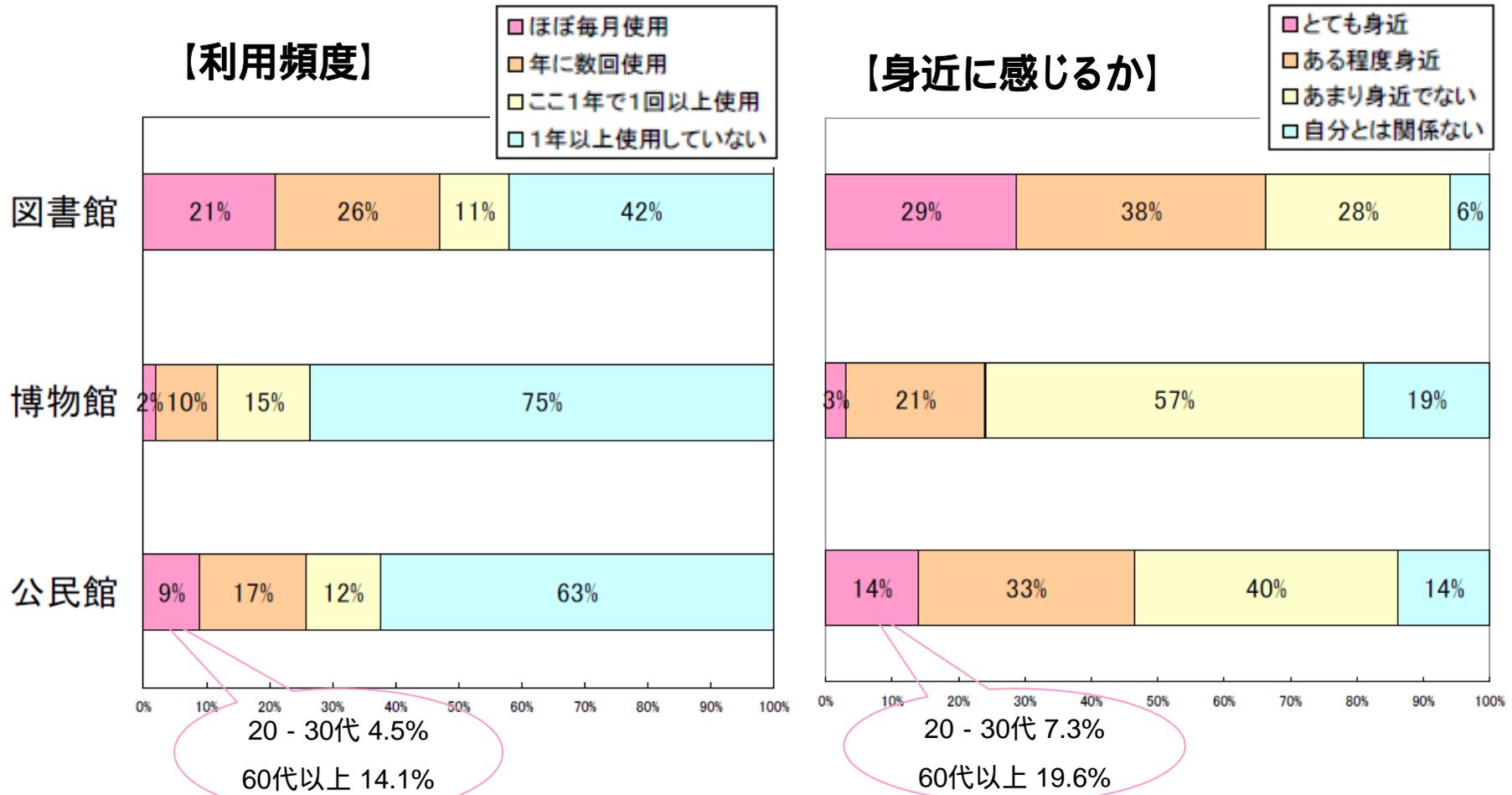
住民と社会教育施設等の関係

社会教育施設等が提供している学習機会

その他

について、それぞれ5～6問の回答を求めた。

# 住民にとっての社会教育施設



利用頻度・身近さともに図書館が最も高く、施設種ごとに差。

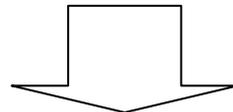
公民館は年代間での違いがとくに大きい。

利用頻度・身近さともに、年齢が高くなるほど利用頻度が高く、身近に感じる傾向。

# 社会教育施設への要望

|   | 図書館                    | 博物館                      | 公民館                       |
|---|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1 | 蔵書数を増やしてほしい(32.8%)     | もっと家に近い場所があると良い(19.8%)   | 気軽に立ち寄れる雰囲気を作してほしい(22.9%) |
| 2 | もっと家に近い場所があると良い(26.9%) | 気軽に立ち寄れる雰囲気を作してほしい(8.0%) | 学習活動の種類を増やしてほしい(14.5%)    |
| 3 | 閉館時間を遅くしてほしい(20.9%)    | 閉館時間を遅くしてほしい(5.8%)       | もっと家に近い場所があると良い(14.0%)    |

利用頻度が高いほど、具体的かつ多くの住民に共通した要望が挙げられており、施設の利用状況により求められているものは異なる



**施設ごとの現状に応じたミッション設定、望ましい施設像の提示**

**施設関係者、利用者だけでなく、「住民」からの評価が必要**

# 公民館の認知度と使用頻度

認知度は約40%

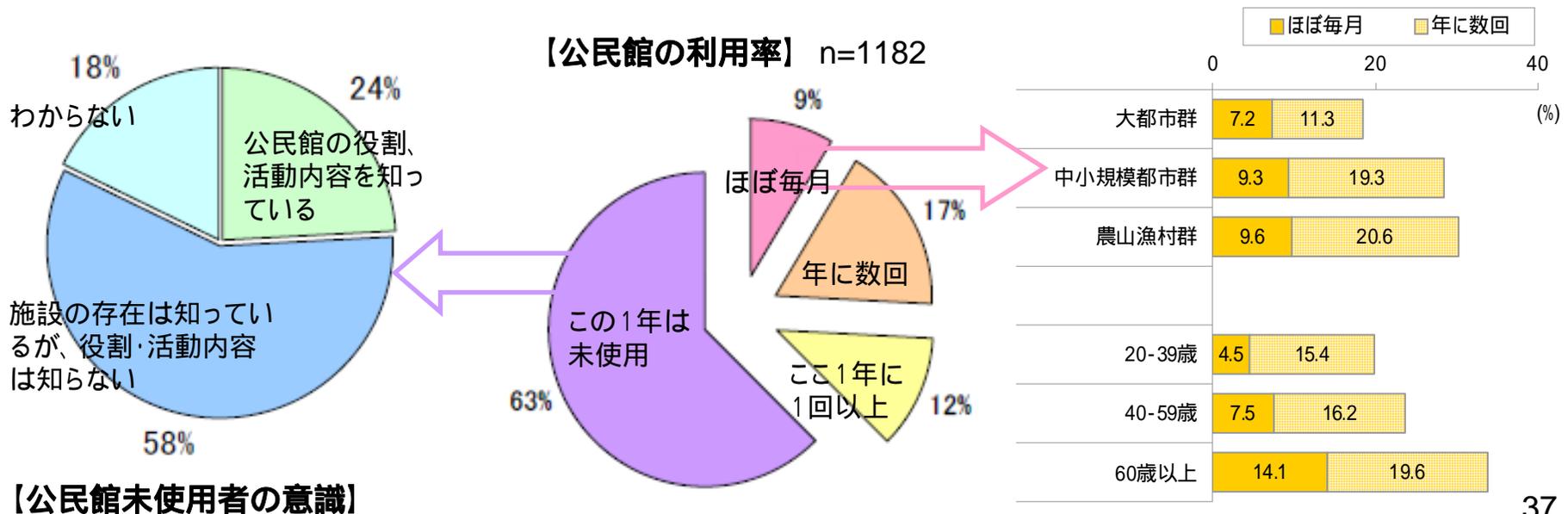
年に数回以上利用している住民の割合は約25%

「ここ1年以内に1回以上使用したことがある」が非常に少ない(約10%)

規模の小さな地域ほど、また、年齢が高いほど、認知度や利用率が高い

公民館を利用しない住民のうち、「施設の具体的な役割・活動内容を知っている」と回答した住民が約25%。とくに60代以上で多い

公民館を利用しない住民のうち、「施設の存在は知っているが、役割・活動内容は知らない」と回答した住民が約60%。とくに20~40代で多い

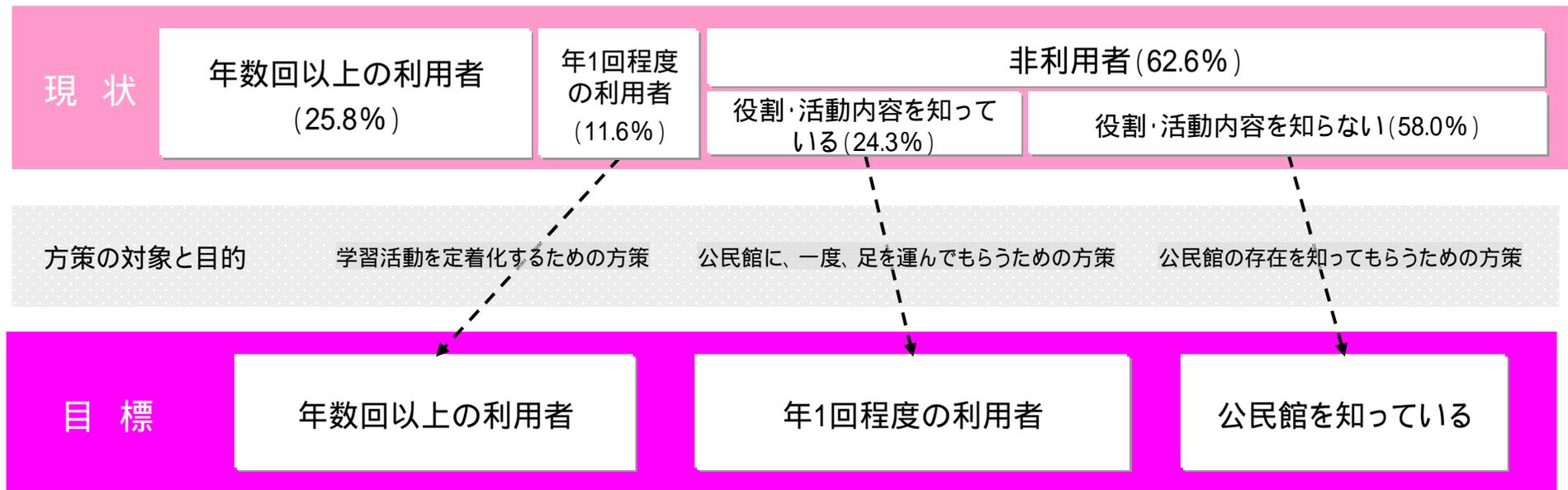


# 報告の概要

公民館を利用しない住民の中には、公民館の役割や活動内容を知っているのに利用しない住民がいる



公民館の効果的な活用に向けた方策を検討するには、「全体的に認知度や使用頻度を高める」のではなく、**対象ごとのニーズを整理し、それぞれに必要な方策を検討**することが不可欠



# 報告の概要

「公民館の役割や活動内容を知らずに、利用していない住民」は、公民館に対して、とくに、気軽に立ち寄れる雰囲気を探している

「公民館の役割や活動内容を知っているにもかかわらず、利用していない住民」は、公民館に対して、気軽に立ち寄れる雰囲気、アクセスの良さ、情報提供の充実を探している

「公民館を年に1回程度利用している住民」は、公民館に対して、気軽に立ち寄れる雰囲気、多様な学習機会の提供を探している

「公民館を年に数回以上利用している住民」は、気軽に立ち寄れる雰囲気、多様な学習機会の提供、蔵書数の増加、閉館時間の延長、施設の拡大、情報提供の充実等、様々なことを探している

